

岩手県告示第777号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条の2第1項の規定により開発許可があったものとみなされる次の開発行為に関する工事が完了した。

平成28年10月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 下閉伊郡山田町山田第11地割18番1、19番1、20番1、25番5、28番、29番、32番2、33番1、36番2、37番5、38番2、54番、55番、56番及び57番
- 2 開発許可があったものとみなされる者の住所及び名称 盛岡市内丸10番1号 岩手県